

# 貨物油ポンプ室底部の保護に関する事項

## 改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領  
(日本籍船舶用)

## 改正事項

貨物油ポンプ室底部の保護に関する事項

## 改正理由

MARPOL 条約附属書 I 第 22 規則において、貨物油ポンプ室について基線から所定の値以上の高さを備える二重底により保護することが規定されているが、ビルジだめを設ける場合についての配慮がなされていなかったことから、IACS は、ビルジだめ底板部における二重底最小高さに関する統一解釈を MPC85(Rev.2)として採択した。

しかしながら、上記条約と IACS 統一解釈 MPC85(Rev.2)において二重底高さの測り方に差異が生じていたことから、これらの規定の整合性について議論を行った。また、貨物油ポンプ室の一部のみが基線から二重底最小高さの範囲内となる場合の上記要件の適用についても、併せて議論を行った。

その結果、IACS は、二重底内のビルジだめ底板部における最小高さの測り方を MARPOL 条約附属書 I 第 22 規則と整合させるとともに、貨物油ポンプ室の一部のみが基線から二重底最小高さの範囲内となる場合は、当該部分のみを二重底により保護することとして差し支えない旨を明示するよう上記統一解釈を改め、MPC85(Rev.3)として採択した。

今般、IACS 統一解釈 MPC85(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) ビルジだめ底板部について、二重底最小高さを基線から測るよう改めた。
- (2) 貨物油ポンプ室の一部が基線から規則で要求される最小高さの範囲内となる場合について、貨物油ポンプ室の当該部分のみを二重底により保護することとして差し支えない旨を明記した。